

住居確保給付金 （転居費用補助）のしおり

減収等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～



富士吉田市

令和8年7月作成

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する者の死亡や本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮する方であって、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当額の給付金を支給することで、住居の確保や家計の改善に向けた支援を行います。

住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには、 次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者または、住居喪失のおそれのある者である
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である
- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者であった
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	8.6万円	＋ 家賃額 （ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	11.6万円
2人	12.4万円		16 万円
3人	14.7万円		18.6万円
4人	17.5万円		21.4万円
5人	20.9万円		24.8万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	51.6万円
2人	74.4万円
3人	88.2万円
4人以上	100万円

- ⑥ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと
- ⑧ 家計改善支援事業において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること

認められる事例

- 1) 転居した場合に、申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- 2) 転居した場合に、申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

住居確保給付金（転居費用補助）の支給額

下記を上限として、申請者が実際に転居に要する経費のうち、支給対象となる経費を支給する。

世帯人数	金額
1人	90,000円
2人	108,000円
3人	117,000円

※富士吉田市内の転居の場合の上限額です。（市外に転居する場合は、転居先の基準となります）

支給方法：初期費用については、原則不動産仲介業者等へ代理納付。それ以外については、代理納付もしくは、受給者の口座等へ支給する。

注意事項

※契約の際に必要な敷金・家賃（前家賃）・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費などは対象外であるため、自己負担となります。

※転居に要する費用が支給額を超える額の場合、上限を超えた金額は、自己負担となります。

※市が給付した額より転居に要する経費の実際の支出額が下回った場合、差額については、返還をしてください。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、富士吉田市社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金（転居費用補助）支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している離職者であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、富士吉田市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金（転居費用補助）の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書及び住居確保給付金申請時確認書

② 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、資格確認書、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード 等

③ 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

④ 離職関係書類

申請日を起点に2年以内に世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

※離職等の日から起算して2年の期間に疾病等その他やむを得ない事情により連続し30日以上求職活動ができなかった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当する事実を証明する書類の写し

⑤ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」又は「年金振込通知書」、その他手当を受けている場合は「証書」

⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

⑦ 要転居証明書（家計改善支援事業が作成）

⑧ （持家の場合のみ）居住維持費用関係書類

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

住居確保給付金（転居費用補助）の追加確認書類

◆ 転居先の住居の確保ができたときに下記書類の提出

- ・ 不動産仲介業者等が記載する入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）
- ・ 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類

住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給の相談

- ・ 支給を希望する方は、生活困窮者家計改善支援事業による支援を受け、支給要件が認められるかを確認する必要があります。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を富士吉田市役所福祉課（自立相談支援機関）に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。
- ・ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給開始までの生活費が必要な方は、富士吉田市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、生活福祉資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 家計改善支援事業を受けて、示された家賃額をおおよその目安として、不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。確保予定の住居が、目安の家賃額を超える場合には、必ず富士吉田市役所福祉課に連絡をしてください。

※家計の改善が見込めない家賃額であると判断する場合は、必要に応じて、支給申請者に対し別の物件の確保するように促す場合があります。

- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、富士吉田市社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けて、追加確認書類を添えて、富士吉田市役所福祉課に提出します。

◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の審査

- 審査は、申請書類が一式そろい提出を受けてからとなります。
- 審査にあたり、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求める場合があります。
- 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、富士吉田市役所福祉課での審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整してください。
- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、富士吉田市役所福祉課より、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給の連絡を行います。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付が必要な場合には、富士吉田市役所福祉課にご連絡ください。

転居後の手続きについて

◆ 転居費用の報告

- 住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写し、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）を添付して、富士吉田市役所福祉課に提出します。
- 支給額等を変更する場合は、「住居確保給付金変更支給申請書」を提出します。

◆ その他

- 他自治体への転居した場合、本人の同意を得た上で、転居先の自治体に対し、本人の情報を引き継ぎます。
- 家賃補助を受ける場合は、転居先の自治体へ申請となります。
- 必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う場合があります。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金（転居費用補助）は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金（転居費用補助）を受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職や休業等により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する場合に限り、再支給を受けることができます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を富士吉田市が徴収することとなります。さらに、不正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発を行います。

お問い合わせ先

富士吉田市下吉田6-1-1 富士吉田市 福祉課
地域福祉担当

TEL : 0555-22-1111

(内線:113・161・162・164)

FAX : 0555-22-1122